第８講　前近代の史料④

27　江戸幕府による大名・朝廷の統制

①寛永の武家諸法度（1635 年）

一,　**文武弓馬ノ道，専ラ相嗜ムベキ事。**

一,　**大名小名，在江戸交替**，相定ル所也。**毎歳夏四月中参勤**致スベシ。従者ノ員数近来甚ダ多シ，且ハ国郡ノ費，且ハ人民ノ労也。向後其ノ相応ヲ以テ，之ヲ減少スベシ。

一,　**五百石以上ノ船**停止ノ事。

『**御触書寛保集成**』

> 一,　**学問と武芸の道に，ひたすら精進せよ。**
>
> 一,　大名たちの国元と江戸との**参勤交代**を定める。**毎年夏４月中に参勤するようにせよ。**従者の人数が近頃大変多いが，これは国費の無駄遣いであり，また一方では領民の負担となる。今後は身分に応じて人員を削減せよ。
>
> 一,　**500 石積み以上の大船建造を禁止する。**

②禁中並公家諸法度（1615 年）

一，　**天子諸芸能の事，第一御学問也。**……
一，　**摂家**為りと雖も，其器用無きは，三公摂関に任ぜらるべからず。況や其外をや。
一，　武家の官位は，公家当官の外為るべき事。
一，　**改元**，漢朝の年号の内，吉例を以て相定むべし。……
一，　関白・伝奏幷びに奉行・職事等申し渡す儀，堂上地下の輩相背くにおいては流罪たるべき事。
一，　**紫衣**の寺，住持職，先規希有の事也。近年猥りに勅許の事，且は臈次を乱し，且は官寺を汚し，甚だ然るべからず，向後に於ては，其器用を撰び，……申し沙汰有るべき事。
右，此旨を相守らるべき者也。

『大日本史料』

一，　**天皇が修得されるべき才芸は，第一に学問**（＝有職故実〔先例に関する知識〕）**である。**……
一，　五摂家であっても，能力のない者は，三公（＝太政大臣･左右大臣）や摂政･関白に任命してはならない。ましてそれ以外はなおさらである。
一，　**武家に与える官位は，公家の任官とは別に扱うこととする。**
一，　改元（＝元号を改めること）については，中国の年号から縁起の良いものを選び定めよ。……
一，　関白や**武家伝奏**，奉行らの申し渡しに公家たちは従わねばならず，背いた場合には流罪とする。
一，　**紫衣を許される寺の住職は，以前は極めてまれであった。近頃はやたらに許されているが，**これは僧侶たちの序列を乱し，官寺の名誉を汚すことにもなり，大変けしからぬことである。**今後は能力のある者に限り，**……取り計らうようにすべきである。
以上の趣旨はよく守られなければならない。

28　鎖国令

①寛永十（1633）年禁令

一，　異国え**奉書船**の外，舟遣すの儀，堅く停止の事。
一，　異国え渡り住宅仕り之有る**日本人**来り候は，死罪に申し付くべく候。……異国ニ逗留いたし，五年より内ニ罷帰り候者ハ，……御免，……
一，　伴天連訴人褒美の事。
一，　異国舟につミ来り候**白糸**，直段を立候て，残らず**五ケ所**へ**割符**仕るべき事。

『武家厳制録』

> 一，　**外国へ奉書船以外の船を派遣することを堅く禁止する。**
> 一，　外国に渡って居住している日本人が帰国してきたならば，死罪に処せられる。……異国に滞在し，５年以内に帰国した者は……無罪，……
> 一，　キリスト教の宣教師を密告した者には褒美を与える。
> 一，　外国船に積んできた**白糸（＝中国産生糸）**は，（長崎で）値段を決定し，すべて**糸割符仲間**の五ヶ所商人**（長崎・堺・京都・大坂・江戸）**へ割り当てること。

②寛永十二（1635）年禁令

一，　異国え**日本の船**遣すの儀，堅く停止の事。
一，　**日本人異国え遣し申す間敷候。**若忍び候て乗渡る者之有るに於ては，其者は死罪，其舟幷船主共ニとめ置，言上仕るべき事。
一，　異国え渡り住宅仕り之有る**日本人**来り候ハヾ，死罪申し付くべき事。

『教令類纂』

> 一，　**外国へ日本の船を派遣することを，堅く禁止する。**
> 一，　**日本人を外国へ派遣してはならない。**もし隠れて渡航する者があった場合，その者は死罪とし，その船，船主はともに留めておいて，（長崎奉行から幕府へ）申し上げること。
> 一，　**外国へ渡って居住している日本人が帰国してきたならば，死罪に処する。**

③寛永十三（1636）年禁令

一，　**切支丹訴人褒美の事**
一，　**南蛮人子孫残し置かず，**詳に堅く申し付くべき事。

『憲教類典』

> 一，　**キリシタンを密告した者には褒美を与える。**
> 一，　**南蛮人の子孫は日本に残し置かぬように，**詳細に厳しく申し付けるものである。

④寛永十六（1639）年禁令

一，　日本国御制禁成され候**吉利支丹宗門**の儀，其趣を存知ながら，彼の法を弘むるの者，今に密々差渡るの事。
一，　……自今以後，**かれうた**渡海の儀，之を停止せられ訖。此上若し差渡るニおゐてハ，其船を破却し，并乗来る者速に斬罪に処せらるべきの旨，仰せ出さるる者也。仍執達件の如し。

『御当家令条』

> 一，　日本が禁止しているキリスト教について，禁教を知りながら，これを広めようとする者が，現在も秘密に来日している。
> 一，　……**今後，ポルトガル船の来航を禁止する。**それでも，もし来航してきた場合は，その船を破壊し，乗員らは即座に斬首に処するとの旨が，幕府より命じられた。よってこのように通達する。

29　本百姓体制維持政策

①田畑永代売買の禁令（1643 年）

身上能き**百姓**は田地を買取り，弥宜く成り，身体成らざる者は田畠を沽却せしめ，猶々身上成るべからざるの間，向後**田畠売買**停止たるべき事。

『御触書寛保集成』

> 暮らし向きのよい百姓は田地を買い取って，ますます豊かになり，生計が成り立たない者は田畑を売却して，ますます暮らしが成り立たなくなってしまうので，**今後は田畑の売買は禁止する。**

②分地制限令（延宝元〔1673〕年令）

名主，百姓，田畑持候大積り，**名主弐拾石以上，百姓は拾石以上**，それより内ニ持候者は石高猥りに分ケ申間敷旨御公儀様より仰せ渡され候間，自今以後其旨堅く相守り申すべき旨仰せ付けられ畏奉り候。若相背申し候ハヾ，何様の曲事ニも仰せ付らるべく候事。

『憲教類典』

> 名主・百姓が所有すべき田畑のおおよその規模は，**名主は 20 石以上，一般百姓は 10 石以上。それ以下の石高しか持たない者はみだりに分地してはならない**，と幕府からのお達しで，今後はそれを遵守するよう（代官から）命じられ，承知いたしました。もし違反したならば，どのような処罰でもお受けいたします。

30　上げ米の令

御**旗本**ニ召置かれ候**御家人**，御代々段々相増候。御蔵入高も先規よりハ多く候得共，御切米御扶持方，其外表立候御用筋の渡方ニ引合候ては，畢竟年々不足の事ニ候。……今年ニ至て御切米等も相渡し難く，御仕置筋の御用も御手支の事ニ候。それニ付，御代々御沙汰之無き事に候得共，**万石以上の面々**より**八木**差し上げ候様ニ仰せ付けらるべしと思召し，左候ハねば御家人の内数百人，御扶持召放さるべきより外は之無く候故，**御恥辱を顧みられず**仰せ出され候。**高壱万石ニ付八木百石**積り差し上げらるべく候。……之に依り，**在江戸半年**充御免成され候間，緩々休息いたし候様ニ仰せ出され候。

『御触書寛保集成』

旗本として召抱えられている直参たちは，将軍の代を重ねるごとにだんだん増加している。幕領〔天領〕の年貢収入も以前よりは増えたが，旗本・御家人に支給する切米・扶持米やその他の主な支出と比べると，結局，毎年不足である。

……今年に至って切米などの支給も困難になり，政治向き費用も支障をきたしてきた。そこで，歴代将軍で初めて，**大名たちから幕府に米を上納させるように命じる**ことを（**８代将軍吉宗**は）考えられた。そうしなければ，直参の内から数百人を浪人させるより他に方法がないので，**恥をしのんで命じられた**のである。**大名は，知行１万石につき 100 石を上納せよ。……その代わり，参勤交代の江戸滞在期間を半年ずつ免除する**ので，国元でゆっくり休息するように，とのご命令である。

31　棄捐令

此度御蔵米取**御旗本・御家人勝手向御救**のため，**蔵宿**借金仕法御改正仰せ出され候事。

一，　御旗本･御家人**蔵宿**共より借入金利足の儀は，向後金壱両ニ付銀六分宛の積り，**利下ケ**申し渡し候間，借り方の儀ハ，是迄ノ通**蔵宿**と相対に致すべき事。

一，　旧来の借金は勿論，**六ケ年以前**辰年までニ借請候金子は，古借・新借の差別無く，**棄捐**の積り相心得べき事。

『御触書天保集成』

> このたび，蔵米を支給されている**旗本・御家人**の生計を救済するため，**蔵宿**〔**札差**〕からの借金方法の改正を命じられた。
>
> 一，　旗本・御家人が蔵宿〔札差〕より借りた借金の利息は，今後，金１両につき銀６分に**利下げ**するよう言い渡した。借金方法については，これまで通り蔵宿〔札差〕と相談すること。
>
> 一，　昔の借金はもちろん，**６年前までの借金は，古い新しいの区別なく，すべて破棄させる**ので，承知するように。

32　寛政異学の禁

寛政二庚戌年五月廿四日
学派維持の儀に付申達　**林大学頭**え

朱学の儀は，**慶長**以来，御代々御信用の御事にて，已に**其方家**代々右学風維持の事仰付置かれ候儀に候得者，油断無く**正学**相励み，門人共取立申すべき筈に候。然処，近来世上種々新規の説をなし，**異学**流行，風俗を破候類之有り，全く**正学**衰微の故に候哉，甚相済まざる事にて候。……此度，**聖堂**御取締厳重に仰付けられ，**柴野**彦助・**岡田**清助儀も，右御用仰付けられ候事に候得者，能々此旨，申談，急度門人共**異学**相禁じ，猶又，自門に限らず他門に申合，**正学**講窮致し，人才取立候様，相心掛申すべく候事。

『徳川禁令考』

> 1790年5月24日
> 学派維持のことにつき申し渡す。**林大学頭**（＝林錦峯〔信敬〕）へ
> **朱子学**については，（江戸時代最初の）慶長年間以来，将軍家代々が信用されていた学問で，**林家**がその学風維持を命じられているのであるから，油断なく**正学（＝朱子学）**に励み，門人たちを取り立てるべきである。しかし，近頃世間で種々新規の説が出て，**異学（朱子学以外の儒学⇒陽明学・古学・考証学・折衷学）**が流行し，風俗を乱している。これは朱子学が衰微しているためであろうか。このままでは済まない事である。……この度，**聖堂学問所**の取り締まりを厳重に命じられ，**柴野栗山・岡田寒泉**にも御用を仰せつけられたので，よくこの趣旨を申し聞かせ，**門人には異学を禁じ**，自門ばかりでなく他門とも相談し，正学である朱子学の研究をきわめ，人材登用を心がけるべきである。

33　列強の接近と海防

①林子平（しへい）の海防論

当世の俗習にて，**異国船**の入津（にゅうしん）ハ**長崎**に限（かぎり）たる事にて，別の浦え船を寄（よす）ル事ハ決して成らざる事ト思（おもえ）り。実に太平に鼓腹（こふく）する人ト云（いう）べし。……**海国**なるゆへ何国（いづくに）の浦えも心に任せて船を寄（よせ）らるゝ事なれば，東国なりとて曾（かつ）て油断は致されざる事也（なり）。……当時**長崎**に厳重に**石火矢**（いしびや）の備（そなえ）有て，却（かえっ）て安房（あわ），相模（さがみ）の海港に其備なし。此事甚不審（このことはなはだいぶかし）。**細（こま）カに思へば江戸の日本橋より唐（から），阿蘭陀（オランダ）迄（まで）境なしの水路也。**然（しか）ルを此（これ）に備へずして**長崎**のミ備ルは何ぞや。

『海国兵談』

> 今の世（＝寛政期）の習慣として，外国船の入港は長崎に限られることだとして，他の港へ入港することはあり得ないと思っている。実に泰平の世に慣れきった人と言うべきである。……日本は海に囲まれた国なので，どこにでも自由に船を寄せることができるのだから，（江戸が）東国だからといって安心することはできない。……現在，長崎を厳重に大砲で警備しているが，安房（千葉県）や相模（神奈川県）にはその備えがない。これは大変不可解である。**よく考えてみると，江戸の日本橋から清・オランダまで，境界のない水路である。にもかかわらず，ここの警備を固めず長崎ばかり固めるのはどういうことであろうか。**

②異国船〔無二念〕打払令

異国船渡来の節取計方，前々より数度仰出され之有り，**をろしや船**の儀に付ては，**文化**の度改めて相触候次第も候処，**いきりす**の船，先年**長崎**に於て狼藉に及び，近年は所々え小船にて乗寄，薪水・食料を乞，去年ニ至り候ては猥ニ上陸致し，或は廻船の米穀，嶋方の野牛等取り候段，追々横行の振舞，其上**邪宗門**勧め入れ候致し方も相聞へ，傍捨て置かれ難き事に候。一体**いきりす**に限らず，**南蛮・西洋**の儀は，御制禁**邪教**の国に候間，以来何れの浦方におゐても，**異国船**乗寄候を見受候はゞ，其所に有合候人夫を以，**有無に及ばず，一図に打払，**逃延候はゞ，追船等差出すに及ばず，其分に差置，若押て上陸致し候はゞ，搦捕，又は打留候ても苦しからず候。……尤も**唐，朝鮮，琉球**などハ船形人物も相分かるべく候得共，**阿蘭陀船**は見わけも相成り兼ね申すべく，右等の船万一見損ひ，打誤り候共，御察度は之有る間敷候間，**二念無く**打払を心掛，図を失はざる様取計候処，専要の事に候条，油断無く申付けらるべく候。

『御触書天保集成』

外国船が来航してきた場合の取り扱い方は，以前より数度命令が出されている。**ロシア船については，文化期に改めて通達を出した（1806 年，文化の撫恤令）が，イギリス船が，先年長崎において無法を働き（1808 年，フェートン号事件）**，近年は各地に小船で乗り寄せて薪水・食料を求め，昨年は勝手に上陸して廻船の米穀や島の野牛などを略奪するなど，次第に乱暴な振舞いがつのり，その上，キリスト教入信を勧めた事実も明らかになり，いずれにせよ放置しておくことはできない。**大体イギリスに限らず，西洋の国々は，禁止されているキリスト教国であるので，以後どこの海辺の村においても，外国船が乗り寄せるのを見たならば，その場に居合わせた者たちで，ためらわず，ただちに撃退し**，相手が逃げ去ったならば，追跡船を出す必要はなく放置しておいてよいが，上陸を強行するようならば，捕縛し，また打ち殺しても差し支えない。……もっとも，**中国・朝鮮・琉球などは船形・人物も見分けがつくが，オランダ船はつきにくいだろうから，万が一見間違えたり，誤って打ったとしても，詳しい取調べはないので，迷うことなく撃退を心掛け**，機を逸しないことが大切である。油断のないよう申し付ける次第である。

34　人返しの法

一，　**在方**（ざいかた）のもの身上相仕舞い（しんしょうあいしまい），**江戸人別**（にんべつ）に入（いり）候儀，自今以後決して相成らず。……

一，　近年**御府内**江（え）入り込み，裏店（うらだな）等借請居り候者の内ニハ妻子等も之無く，一期（いっき）住み同様のものも之（これ）有るべし。左様の類（たぐい）ハ早々（そうそう）村方江呼戻し申すべき事。

『牧民金鑑（ぼくみんきんかん）』

> 一，　百姓が所帯をたたんで，江戸に出て住み着くことは，今後決してしてはならない。……
>
> 一，　近年江戸へ入り込み，長屋などに借り住まいしている者の中には，妻子もなく一年契約の奉公人のような者もいる。そのような者は，**早々に村々に呼び戻すようにせよ。**

＜Note＞

第８講　確認テスト

1　1635年，『寛永の武家諸法度』を起草した人物とは？

①金地院崇伝〔以心崇伝〕　②南光坊天海
③林羅山〔道春〕　④林鵞峰〔春斎〕

2　『禁中並公家諸法度』で，天皇の修得するべき才芸の第一とされたものは？

①学問　②年中行事　③和歌　④占い

3　糸割符制度が適用された国として，ふさわしくないものとは？

①ポルトガル　②オランダ　③中国　④イギリス

4　ポルトガル船の来航を禁止し，鎖国が完成した年とは？

①1633〔寛永10〕年　②1635〔寛永12〕年
③1636〔寛永13〕年　④1639〔寛永16〕年

5　1643年の『田畑永代売買の禁令』は，前年までのどんな事情を受けて発せられたものであったか？

①鎖国の完成　②寛永の飢饉
③田畑勝手作の禁　④明暦の大火

6　1673年の『分地制限令』では，名主〔庄屋〕は何石以上の所有者でない限り分地禁止となったか？

①50石　②30石　③20石　④10石

7　『上げ米』が始まった年とは？

①1716年　②1720年　③1722年　④1742年

8　1789年の『棄捐令』にある「蔵宿」とは何のことか？

①蔵元　②掛屋　③札差　④両替商

9　当初設定された「寛政の三博士」として正しくない人物とは？

①柴野栗山　②尾藤二洲　③岡田寒泉　④古賀精里

10　『海国兵談』『三国通覧図説』の著者，林子平を弾圧した老中とは？

①田沼意次　②松平定信　③水野忠邦　④土井利位

11　『異国船打払令〔無二念打払令〕』を発した将軍とは？

①徳川家重　②徳川家治　③徳川家斉　④徳川家慶

12　『人返しの法〔人返し令〕』を発した将軍とは？

①徳川家治　②徳川家斉　③徳川家慶　④徳川家定

解答

1 ③　2 ①　3 ④　4 ④　5 ②
6 ③　7 ③　8 ③　9 ④　10 ②
11 ③　12 ③